

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	22 - 1	分野	1. 加入の促進 (3) 企業	作成年月	平成27年3月
地方公共団体名	静岡県	担当課	危機管理部 消防保安課		
連絡先	Tel 054 - 221 - 2074 E-mail <a href="mailto:shoubo@pref.shizuoka.lg.jp">shoubo@pref.shizuoka.lg.jp</a>				
タイトル	消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例				
取組の概要	<p>○ 概要</p> <p>静岡県では、県民の生命・財産を守る消防団員の減少に歯止めをかけるため、消防団活動に協力していただける事業所等の増加を目的として「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」を平成24年4月1日に施行しました。以下の要件を満たす知事の認定を受けた法人又は個人においては、事業税額の1/2に相当する額(100万円を限度)の控除を受けることができます。</p> <p>○ 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の事業所等のすべてが消防団協力事業所表示制度の認定を受けていること</li> <li>・ 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上(出資金の額が1億円を超える特別法人にあつては3人以上)いること</li> <li>・ 消防団活動に対する配慮が規定された就業規則等が整備されていること</li> </ul> <p>○ 適用税目及び期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人事業税(平成24年4月1日から令和4年3月31日までに終了する各事業年度の事業税)</li> <li>・ 個人事業税(平成24年から令和3年の所得に対して課税する平成25年度から令和4年度の事業税)</li> </ul> <p>○ 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度～平成29年度 控除件数505件 控除額約4,212万円</li> </ul>				

